

東労安発0716第3号
令和6年7月16日

東京都福祉局
子供・子育て支援部長 殿

東京労働局
職業安定部長
(公印省略)

育児休業給付金の支給期間の延長に係る見直しについて

平素より、当部の業務運営に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記については、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、「育児休業給付の期間延長については、保育所等の利用調整における市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減するとともに、制度の適切な運用を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）において延長可否を判断することを明確化する方向で検討」するとされたことを踏まえ、育児休業給付金の支給期間の延長に係る要件及び手続きを見直すこととして、令和6年3月25日に雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年省令第47号）が公布され、令和7年4月1日から施行するとされたところです。

つきましては、今般、別添1、2のとおり周知用リーフレットを当局ホームページに公開しましたので、内容につきましてご了知いただくとともに下記にご留意のうえ、各区市町村の保育担当課に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 見直しの内容

見直しの内容は、これまでの「保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについては、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認する」ことに加え、保育所等の利用申し込みが速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要となります。

2 支給期間の延長を行う場合の必要書類

令和7年4月1日以後に育児休業給付金の支給期間の延長を行う場合、以下の書類を延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付することが必要になります。

- (1) 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- (2) 区市町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し
- (3) 区市町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

3 お問い合わせ先

- (1) 貴局からのもの
下記当局担当者あて
- (2) 各区市町村からのもの
管轄ハローワークから同様の周知を行うこととしておりますので、当該ハローワークの担当者あて

【東京労働局担当者】

〒102-8305

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階

東京労働局 職業安定部 雇用保険課

事業所・継続給付係 豊川、大須賀

TEL：03（3512）1670

Mail：toyokawa-kaoru@mhlw.go.jp

oosuga-nobuhiro@mhlw.go.jp

（東京労働局ホームページ）

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_01198.html